

船橋市老人福祉センター条例

○船橋市老人福祉センター条例

平成16年3月31日
条例第14号

船橋市老人福祉センター条例

船橋市老人福祉センター条例（昭和50年船橋市条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 市は、老人福祉センターを設置する。

2 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市東老人福祉センター	船橋市薬円台5丁目31番1号（船橋市社会福祉会館内）
船橋市中央老人福祉センター	船橋市夏見台1丁目11番3号
船橋市北老人福祉センター	船橋市三咲7丁目24番1号（船橋市北部福祉会館内）
船橋市西老人福祉センター	船橋市藤原3丁目2番15号（船橋市西部福祉会館内）
船橋市南老人福祉センター	船橋市湊町1丁目11番19号（船橋市南部福祉会館内）

（業務）

第3条 船橋市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 老人の生活相談、健康相談その他各種相談に関すること。
- (2) 老人の機能回復訓練に関すること。
- (3) 老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の総合的供与に関すること。
- (4) 老人のクラブ及びサークルの運営の援助に関すること。
- (5) その他老人福祉の増進に関すること。

（指定管理者による管理）

第4条 老人福祉センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 老人福祉センターの利用の許可に関すること。
- (3) 老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 第14条ただし書に規定する市外居住者に係る利用料の収受に関すること。
- (5) その他老人福祉センターの運営に関する事務のうち、市長が必要と認めるもの

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 老人福祉センターの事業計画書

(2) その他規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による老人福祉センターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が老人福祉センターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 老人福祉法その他関係法令等を遵守するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 老人福祉センターの管理の実施状況及び利用状況
- (2) 老人福祉センターの利用に係る料金の収入実績
- (3) 老人福祉センターの管理に係る収支状況
- (4) その他老人福祉センターの管理の実態を把握するため、市長が必要と認める事項

(開館時間)

第9条 老人福祉センターの開館時間は、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げることができる。

- 2 前項ただし書の規定により開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館時間を変更することができる。

(平22条例37・一部改正)

(休館日)

第10条 老人福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て次に掲げる日の全部又は一部を開館日とすることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

- 2 前項ただし書の規定により休館日の全部又は一部を開館日としたときは、当該開館日を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(平22条例37・一部改正)

(利用することができる者)

第11条 老人福祉センターを利用することができる者は、60歳以上の者とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める者については、この限りでない。

(利用の許可)

第12条 老人福祉センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他指定管理者がその利用を不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、老人福祉センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(利用料)

第14条 老人福祉センターの利用料は、無料とする。ただし、市外居住者にあつては、1人1日につき200円とし、これを指定管理者に前納しなければならない。

(利用料の収入)

第15条 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用料の還付制限)

第16条 既に納入された利用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用することができないときは、利用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第17条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(設備の許可)

第18条 利用者は、老人福祉センターの利用に当たり特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、老人福祉センターの利用を終了したときは、利用した施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第20条 指定管理者及び利用者は、老人福祉センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者及び老人福祉センターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、老人福祉センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の船橋市老人福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市老人福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(船橋市福祉会館条例の一部改正)

4 船橋市福祉会館条例（昭和59年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年12月20日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。